

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 32,000 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 417,473 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		令和5年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	104,915	77,024	0	0	4,201	23,690
	高齢者福祉事業	9,143	226	0	0	1,342	7,575
	児童福祉事業	119,196	91,246	0	1	4,210	23,739
	母子福祉事業	2,400	1,200	0	0	181	1,019
社会 保険	介護保険事業	65,105	5,155	0	0	9,030	50,920
	国民健康保健事業	26,900	17,175	0	0	1,465	8,260
	後期高齢者医療事業	55,009	9,620	0	0	6,836	38,553
保健 衛生	母子衛生事業	13,139	2,990	0	0	1,529	8,620
	疾病予防対策事業	12,616	120	0	0	1,882	10,614
	健康増進事業	9,050	251	0	6	1,324	7,469
合計		417,473	205,007	0	7	32,000	180,459

※事務費及び人件費は、事業費(予算額)から除外している。

※地方消費税交付金の社会保障費財源化相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。